

各位

萩山口信用金庫

## 未利用口座管理手数料および未利用口座自動解約の導入に伴う預金規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当金庫では、令和3年1月4日以降に開設される普通預金口座（無利息型普通預金を含みます）ならびに貯蓄預金口座を対象に、未利用口座管理手数料および未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合の自動解約に関する取扱いを導入させていただきます。

このことに伴い、下記のとおり「普通預金・無利息型普通預金規定」ならびに「貯蓄預金規定」の改定を行いますので、お知らせいたします。

なお、未利用口座管理手数料および未利用口座自動解約の詳細につきましては、別途、ご案内文書を店頭、ホームページでお知らせしておりますので、ご確認ください。

## 記

## 1. 改定内容（追加する規定）

<p>① 追加規定の内容</p> <p>○. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 令和3年1月4日以降に開設したこの預金は、当金庫が定める一定期間、<u>第○条</u>の利息および未利用口座管理手数料以外の預入れまたは払戻しがない場合、未利用口座として取扱います。</p> <p>(2) この預金が未利用口座となった場合、認定前の期間（1年間）に対して、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。 また、翌年以降も1年毎に未利用口座管理手数料をいただきます。</p> <p>(3) 未利用口座管理手数料は、未利用口座から払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、引き落とします。</p> <p>(4) 前項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。</p> <p>(5) 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、未利用口座を解約することができるものとします。 この場合、未利用口座管理手数料の不足分を預金者に請求しません。 また、未利用口座を解約することについて預金者に通知しません。</p> <p>(6) 解約された未利用口座は、再利用することができません。</p>
<p>② 普通預金・無利息型普通預金規定への追加方法</p> <p>上記①の規定を普通預金・無利息型普通預金規定の<u>第7条</u>に追加します。 改定前の普通預金・無利息型普通預金規定の第7条から第10条までの規定を一つずつ繰り下げします。 なお、追加する規定の第7条第1項の規定は、以下のとおりとなります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 令和3年1月4日以降に開設したこの預金は、当金庫が定める一定期間、<u>第6条</u>の利息および未利用口座管理手数料以外の預入れまたは払戻しがない場合、未利用口座として取扱います。</p> </div>
<p>③ 貯蓄預金規定への追加方法</p> <p>上記①の規定を貯蓄預金規定の<u>第8条</u>に追加します。 改定前の貯蓄預金規定の第8条から第11条までの規定を一つずつ繰り下げします。 また、追加する規定の第8条第1項の規定は、以下のとおりとなります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 令和3年1月4日以降に開設したこの預金は、当金庫が定める一定期間、<u>第7条</u>の利息および未利用口座管理手数料以外の預入れまたは払戻しがない場合、未利用口座として取扱います。</p> </div>

## 2. 改定日

令和3年1月4日

※ 改定日前に開設された普通預金口座（無利息型普通預金口座を含みます）および貯蓄預金口座には、本規定は適用しません。

以上